

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: right;"><u>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号</u> <u>【一部改正】平成※ 年※月※ 日発雇児第 ※ 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>	<p style="text-align: right;">厚生労働省発雇児第 1203001 号 平成 19 年 12 月 3 日</p> <p style="text-align: right;"><u>【一部改正】平成 20 年 7 月 23 日発雇児第 0723003 号</u></p> <p>都道府県知事 各指定都市市長 殿 中核市市長 児童相談所設置市市長</p> <p style="text-align: center;">厚生労働事務次官</p> <p style="text-align: center;">児童虐待・DV対策等総合支援事業費の国庫補助について</p> <p>標記の国庫補助金の交付については、別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱」により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。 なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市町村長に対する周知につき配慮願いたい。</p>

新

旧

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。

削除

- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業

削除

- (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業
- (5) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）
- (6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う基幹的職員研修事業
- (7) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

別紙

児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金交付要綱

(通則)

- 1 児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この補助金は、別表の第1欄に掲げる児童虐待防止対策等支援事業及びDV・女性保護対策等支援事業の実施に要する経費に対し補助金を交付し、もって地域における児童虐待・DV対策等の一層の普及促進を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 この補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、平成17年11月11日雇児発第1111001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知の別紙「児童虐待・DV対策等総合支援事業及び母子家庭等対策総合支援事業実施要綱」の第2の1に定める次の事業とする。

- (1) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童自立生活援助事業
- (2) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童虐待防止対策支援事業
- (3) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行うひきこもり等児童福祉対策事業
- (4) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う児童家庭支援センター運営事業
- (5) 中核市（児童相談所設置市を除く。）及び市（指定都市、中核市及び児童相談所設置市を除き、特別区を含む。以下同じ。）が行う児童家庭支援センター運営モデル事業
- (6) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う里親支援機関事業
- (7) 都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が行う地域生活・自立支援事業（モデル事業）
- (8) 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が行う身元保証人確保対策事業

新

- (8) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (9) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
- (10) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(8)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(8)の事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に

旧

- (9) 市及び福祉事務所を設置する町村が行う身元保証人確保対策事業（母子生活支援施設に限る。）に対して都道府県が補助する事業
- (10) 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市が行う婦人相談員活動強化事業
- (11) 都道府県が行う売春防止活動・DV対策機能強化事業

(交付額の算定方法)

4 この補助金の交付額は、別表の第1欄に定める区分ごとに、次により算出された額の合計額とする。ただし、算出された区分ごとの合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 3の(9)以外の事業

ア 別表の第2欄の各種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(2) 3の(9)の事業

(1)のイに準じて選定された額に4分の3を乗じて得た額の合計額と、都道府県が補助した額の合計額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

(交付額等の下限)

5 4で定める算定方法により算出された補助金の交付額が、194千円に満たない場合には、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 別表第1欄に定める区分ごとの事業に要する経費の配分の変更（それぞれの配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が、単価50万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に

新	旧
<p>定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成するとともに、<u>事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。</u></p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>	<p>定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。</p> <p>(5) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。</p> <p>(7) この補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式第1による調書を作成し、これを事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくなければならない。</p> <p>(8) 都道府県は、国から概算払いにより間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。</p> <p>(9) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、(2)から(7)に掲げる条件を付さなければならない。 この場合において(2)から(3)及び(5)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(7)中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。</p> <p>(10) (9)により付した条件に基づき都道府県知事が承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。</p> <p>(11) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。</p> <p>(申請手続)</p> <p>7 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。</p> <p>(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合 市長は、別紙様式第2による申請書及び関係書類を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の申請書を受理したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p>(2) 上記以外の場合 別紙様式第3による申請書および関係書類を毎年度8月末日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。</p>

新

旧

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、別紙様式第4による申請書および関係書類を毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第5による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第6による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

(変更申請手続)

8 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続きに従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

9 国は、交付申請書又は変更交付申請書が到達した日から起算して原則として2か月以内に交付の決定(決定の変更を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

市長は、別紙様式第4による報告書を都道府県知事が別に定める日までに都道府県知事に提出し、都道府県知事は、前記の報告書を受領したときは、必要な審査を行い、適正と認めるときはこれを取りまとめるうえ、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(2) 上記以外の場合

別紙様式第5による報告書を、翌年度4月10日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあつては、当該承認通知を受領した日から起算して1か月を経過した日)までに厚生労働大臣に提出しなければならない。

(補助金の返還)

12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

13 特別の事情により4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする

新

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	削除	削除	削除	削除
児童虐待防止対策支援事業		次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2

旧

別表

1区分	2種目	3基準額	4対象経費	5補助率
児童虐待防止対策等支援事業	児童自立生活援助事業	次により算出された額の合計額 1 児童自立生活援助事業 1か所当たり 3,696,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 308,000円(1月未済の場合は1月とする) 2 対外関係調整事業 (1)対象人員10人以上 1か所当たり 3,556,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 296,000円(1月未済の場合は1月とする) (2)対象人員10人未満 1か所当たり 2,573,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 214,000円(1月未済の場合は1月とする)	児童自立生活援助事業に必要な報酬(非常勤職員報酬)、給料、報償費、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2
児童虐待防止対策支援事業		次により算出された額の合計額 1 協力体制整備事業(主任児童委員等研修) 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり	児童虐待防止対策支援事業に必要な報酬、旅費、需用費(消耗品費、教材費、印刷製本	1/2

新				旧			
	<p>326,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり ・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」 706,000円 ・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 2,698,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,156,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 272,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 1,640,000円 × 実施事業数(配置協力員種別数)</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,342,000円 ・民間団体との連携</p>	<p>費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>					
	<p>327,000円</p> <p>2 児童相談所カウンセリング強化事業 児童相談所1か所当たり ・「カウンセリング強化事業のみ実施する場合」 706,000円 ・「カウンセリング強化事業」に加え「家族療法事業」を実施する場合 2,699,000円</p> <p>3 医療的機能強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,142,000円</p> <p>4 法的対応機能強化事業 児童相談所1か所当たり 558,000円</p> <p>5 スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 511,000円</p> <p>6 専門性強化事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 269,000円</p> <p>7 一時保護機能強化事業 児童相談所1か所当たり 2,258,000円</p> <p>8 市町村及び民間団体との連携強化事業 ・市町村及び要保護児童対策地域協議会への支援 児童相談所1か所当たり 3,708,000円 ・民間団体との連携</p>	<p>費)、賃金、備品購入費、役務費(通信運搬費)、報償費、委託料、使用料及び賃借料</p>					

新				旧			
	<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 711,000円</p> <p>11 評価・検証委員会設置促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,000,000円</p> <p>12 保護者指導支援事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 5,000,000円</p>				<p>1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 962,000円</p> <p>9 24時間・365日体制強化事業 児童相談所1か所当たり 5,637,000円</p> <p>10 児童福祉司任用資格取得のための研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 705,000円</p>		
ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,750円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2	ひきこもり等児童福祉対策事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 ふれあい心の友訪問援助事業 ①メンタルフレンド活動費 訪問1日当たり 2,660円 ②事業実施前研修会費 174,800円 ③活動検討会 1回当たり 33,000円</p> <p>2 ひきこもり等児童宿泊等指導事業 ①宿泊指導 児童1人当たり日額 3,570円 ②通所指導 児童1人当たり日額 2,100円</p> <p>3 ひきこもり等児童福祉教育連絡会議費</p>	<p>ひきこもり等児童福祉対策事業に必要な報酬、給料、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、燃料費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、委託料、備品購入費、扶助費 ただし、「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」(平成17年3月28日雇児発第0328006号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)に定める保護者の負担相当額を除く。</p>	1/2

新

旧

		1回当たり 12,200円					1回当たり 12,200円			
		4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円					4 ひきこもり等の子どもの保護者交流事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 2,000,000円			
児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額	1 運営費 1か所当たり 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 年間 12,947,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 年間 9,416,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 心理療法等を担当する職員が常勤の場合 月額 1,078,000円 心理療法等を担当する職員が非常勤の場合 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする)	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	1/2		児童家庭支援センター運営事業	次により算出された額の合計額	1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする)	児童家庭支援センター運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	1/2
削除	削除	削除	削除	削除		児童家庭支援センター運営モデル事業	次により算出された額の合計額	1 運営費 1か所当たり 年間 9,415,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 784,000円 (1月未満の場合は1月とする)	児童家庭支援センター運営モデル事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	1/2
		2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円					2 初度調弁費 1か所当たり 200,000円			

新				旧			
里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 3,995,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 7,701,000円</p>	<p>里親支援機関事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2	里親支援機関事業	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 里親制度普及促進事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 4,002,000円</p> <p>2 里親委託推進・支援等事業 1か所当たり 7,683,000円</p>	<p>里親支援機関事業に必要な資金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/2
	<p>(経過措置分)里親支援事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/3		<p>(経過措置分)里親支援事業</p> <p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 基礎研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 512,000円</p> <p>2 専門里親研修 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 1,312,000円</p> <p>3 里親養育相談事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 924,000円</p> <p>4 里親養育援助事業 1都道府県(指定都市又は児童相談所設置市)当たり 8,435,000円</p> <p>5 里親養育相互援助事業 1か所当たり 510,000円</p>	<p>里親支援事業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、委託料、使用料及び賃借料</p>	1/3
	<p>(経過措置分)里親委託推進事業</p>	<p>里親委託推進事</p>	1/2		<p>(経過措置分)里親委託推進事業</p>	<p>里親委託推進事</p>	1/2

新

旧

	児童相談所1か所当たり 4,315,000円	業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)			児童相談所1か所当たり 4,315,000円	業に必要な報酬、賃金、報償費、旅費、需用費(食糧費、消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)		
地域生活・自立支援事業(モデル事業)	次により算出した額の合計額 1 運営費 1か所当たり 7,905,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	地域生活・自立支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2		地域生活・自立支援事業(モデル事業) 1 運営費 1か所当たり 7,904,000円 (年度途中の開始、又は中止等の場合) 月額 658,000円 2 初度調弁費 1か所当たり 420,000円	地域生活・自立支援事業(モデル事業)に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、食糧費、光熱水費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、備品購入費	1/2	
基幹的職員研修事業	次により算出した額の合計額 1都道府県(指定都市、児童相談所設置市)当たり 505,000円	基幹的職員研修事業に必要な報償費、旅費、需用費(印刷製本費)、使用量及び賃借料、賃金						
身元保証人確保対策事業	次により算出された額の合計額 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置す		身元保証人確保対策事業 1 就職時の身元保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 10,560円	身元保証人確保対策事業に必要な役務費(保険料)	1/2 市及び福祉事務所を設置す	

新				旧					
		<p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円</p>	<p>る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3</p>			<p>2 賃貸住宅等の賃借時の連帯保証 施設退所児童等の保険対象者1人当たり 19,152円</p>	<p>る町村 が行う 事業に 対して 都道府 県が補 助する 場合 2/3</p>		
DV・女性保護対策等支援事業	<p>婦人相談員活動強化事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に107,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	<p>5/10</p>	DV・女性保護対策等支援事業	<p>婦人相談員活動強化事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>1 婦人相談員活動強化対策費</p> <p>(1) 婦人相談員手当 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数の範囲内における各月現員延数に106,600円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を月の中途において任免したときは、上記該当額を限度として都道府県条例又は市条例等に定める給与方法により算定した額とすること。</p> <p>(2) 婦人相談員活動費 厚生労働大臣が必要と認めた婦人相談員の数に都道府県においては年額58,000円を、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市においては年額49,000円を乗じて算定した額。 ただし、婦人相談員を年の中途において任免したとき、その在職期間が6か月未満の場合は年額の1/2の額とすること。</p>	<p>婦人相談員活動強化対策費のために必要な報酬(婦人相談員手当についての歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、扶助費</p>	<p>5/10</p>

新

旧

	新		旧
<p>売春防止活動・DV対策機能強化事業</p>	<p>次により算出された額の合計額</p> <p>5/10</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄)</p> <p>年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費</p> <p>1施設当たり年額 1,572,000円に10人を超えた対象者1人につき132,060円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>① 休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>月額 53,200円</p> <p>② 休日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 26,600円</p> <p>18時～20時 月額 13,300円</p> <p>③ 平日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 57,000円</p> <p>18時～20時 月額 28,500円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク</p> <p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴</p>		<p>次により算出された額の合計額</p> <p>5/10</p> <p>1 売春防止活動推進等事業強化対策費</p> <p>(1) 婦人保護事業啓発普及費</p> <p>A型(東京・大阪) 年額 604,000円</p> <p>B型(北海道・埼玉・神奈川・静岡・愛知・京都・兵庫・広島・福岡・長崎・沖縄)</p> <p>年額 444,000円</p> <p>C型(その他の県) 年額 338,000円</p> <p>(2) 婦人保護施設退所者自立生活援助事業費</p> <p>1施設当たり年額 1,544,000円に10人を超えた対象者1人につき129,900円を乗じて加算し、算定した額とすること。</p> <p>2 配偶者からの暴力対策機能強化事業</p> <p>(1) 休日夜間電話相談事業</p> <p>① 休日電話相談</p> <p>9時～18時(8時間実施)</p> <p>月額 51,600円</p> <p>② 休日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 25,800円</p> <p>18時～20時 月額 12,900円</p> <p>③ 平日夜間部分実施</p> <p>18時～22時 月額 55,000円</p> <p>18時～20時 月額 27,500円</p> <p>(2) 配偶者からの暴力被害者保護支援ネットワーク</p> <p>婦人保護事業啓発普及を行うために必要な報償費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費、光熱水費)、備品購入費、委託料、扶助費</p> <p>婦人保護施設退所者自立生活援助事業を行うために必要な報酬、賃金、旅費、需用費(消耗品費、食糧費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)</p> <p>婦人相談所で行う休日夜間電話相談事業を行うために必要な報酬(歳出予算の節を給料又は賃金としている場合は、それぞれ給料又は賃金とする。)</p> <p>配偶者からの暴</p>

新

旧

新			旧		
事業 年額 815,610円	被害者保護支援 ネットワーク事業に 必要な報償費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)		事業 年額 815,610円	被害者保護支援 ネットワーク事業に 必要な報償費、旅 費、需用費(消耗品 費、食糧費、印刷 製本費)	
(3)配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴 力相談担当職員の 研修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、使用料及び 賃借料		(3)配偶者からの暴力相談担当職員研修費 年額 79,330円	配偶者からの暴 力相談担当職員の 研修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、使用料及び 賃借料	
(4)専門通訳者養成研修 年額 684,540円	専門通訳者養成研 修に必要な報償 費、旅費、需用費 (消耗品費、印刷製 本費)、役務費(通 信運搬費)、使用 料、賃借料及び賃 金				
(5)法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強 化事業に必要な報 酬、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)		(4)法的対応機能強化事業 年額 713,960円	法的対応機能強 化事業に必要な報 酬、報償費、旅費、 需用費(消耗品費、 印刷製本費)、役務 費(通信運搬費)	

(案)

雇児発第※※※※※号
平成21年※月※※日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

婦人保護施設における配偶者からの暴力被害者等に
同伴する児童の対応等を行う指導員の配置について

配偶者からの暴力(以下「DV」という。)等により、婦人保護施設に入所した被害者等に同伴する児童(以下「同伴児童」という。)に対する適切な処遇体制を確保するため、次のとおり実施方法を定め、平成21年度から実施することとしたので、その適正かつ円滑な実施を期されたく通知する。

1 趣旨

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年法律第31号)の施行等により、婦人保護施設には、DV被害者等が入所しているが、同伴家族として多数の児童も入所している。これらの児童は、保護に至る経過において様々な家庭内の混乱に巻き込まれており、DVの目撃による心理的外傷やネグレクト等の不適切な養育の影響から情緒面や行動上の問題を抱えていることも多い。こうした児童の状態に応じた個別ケアが必要な状況になっていることから、保育や学習支援を含めた適切な援助を行う指導員を配置し、同伴児童に対する適切な処遇体制を確保することとする。

2 対象施設

別に定める「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」(以下「配置基準」という。)を満たしており、かつ、同配置基準に基づく職員とは別に同伴児童の対応等を行う指導員を配置する婦人保護施設とする。

3 指導員の配置人数

上記の対象施設のうち、同伴児童の1日当たりの平均保護人数が、前年度の実績等を勘案した実施年度の見込み数において6人以上となる婦人保護施設については2名、1人以上6人未満となる婦人保護施設については1名の指導員を配置することができることとする。

4 指導員の要件

同伴児童の対応等を行う指導員は、児童福祉法第18条の4に定める保育士又は児童福祉施設最低基準第43条に定める児童指導員の資格を有する者とする。

5 運営の留意点等

- (1) 婦人保護施設長は、当該指導員から同伴児童の状態について適宜報告を受け、必要に応じて心理療法担当職員による支援を行うこと、また、虐待に関するアセスメントや母子に対する支援等について児童相談所及び婦人相談所と連携して適切な処遇に努めること。
- (2) 婦人保護施設長は、当該指導員が同伴児童の対応を行うことにより、DV被害者等が各種相談や心理療法等を効果的に受けられるようにするとともに、自立のための活動等を円滑に行うことができるように努めること。
- (3) 婦人保護施設長は、児童の安全・衛生について十分配慮すること。

6 経費

この指導員の配置に要する経費については、平成15年1月29日厚生労働省発雇児第0129001号厚生労働事務次官通知の別紙「婦人保護費国庫負担金及び国庫補助金交付要綱」によるものとする。

別添

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準

職種 取扱定員	総 数	施 設 長	事 務 員	主 任 指 導 員	指 導 員	看 護 師	栄 養 士	調 理 員 等	嘱 託 医
50人以下	人 9	人 1	人 1	人 —	人 2	人 1	人 1	人 (1) 3 (1)	人 (1) (2)
51~100	10	1	2	1	1	1	1	3 (1)	(2)
長期収容施設	18	1	2	1	9	1	1	3	

(注) 括弧書きは、非常勤職員の別掲である。